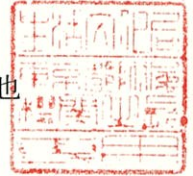


平成30年2月8日

東京都教育委員会 御中

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条の規定に基づく諮問について(答申)

平成30年1月5日付29教学特第1556号により、当審議会に対して諮問された「特別支援教育就学奨励事業、高等学校等就学支援金制度、東京都立高等学校等学び直し支援金事業及び東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「特別支援教育就学奨励事業、高等学校等就学支援金制度、東京都立高等学校等学び直し支援金事業及び東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「特別支援教育就学奨励事業、高等学校等就学支援金制度、東京都立高等学校等学び直し支援金事業及び東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」(以下「本評価書案」という。)について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、当該事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務では、申請書等の特定個人情報について委託事業者等との授受を行っている。

当該取扱いは、紛失等のリスクが高いが、授受票や引渡管理簿による記録、データの暗号化、施錠搬送などの確な安全管理措置が評価書に記載されていた。

さらに、都の委託先に対する適正な監督として、具体的な搬送方法や暗号鍵の管理など委託業務における運用体制についても、委託業務開始までに確認されたい。

- (3) 当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督について、継続

的な検証に努めること。

2 事務運営上の安全管理措置について

当該事務において使用している「都立特別支援学校学事事務システム」は、インターネットと接続している庁内LANから分離したネットワーク上に設置されており、情報提供ネットワークシステムへの情報照会や副本登録の際には、システム上での承認処理や連携処理の自動化など紛失リスクを低減する適切な措置が講じられている。

また、特定個人情報の入力についても、2名の取扱担当者がそれぞれ入力し突合する形で行われており、特定個人情報の正確性確保の措置が講じられている。今後も引き続き、業務の性質に応じた安全管理措置に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、適切な事務処理のために詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、システム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 関連規程の整備及び活用について

当該事務が取り扱う情報の性質に鑑み、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、マイナンバーの利用を開始する平成30年度までに、業務マニュアルなどの運用に係る規程を整備し、評価書に記載した安全管理措置を着実に講じること。

また、評価書及び根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成30年1月5日	諮問
平成30年1月10日及び同月11日	本評価書案概要説明・審議 (第26回特定個人情報保護評価部会)
平成30年1月24日	審議(第27回特定個人情報保護評価部会)
平成30年2月8日	「特別支援教育就学奨励事業、高等学校等就学支援金制度、東京都立高等学校等学び直し支援

	金事業及び東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について答申
--	--

(答申に関与した委員の氏名)

藤原 静雄、神橋 一彦、宮内 宏